内閣官房令・省令

○内閣官房令第二号
法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条の十七第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則を次のように定める。

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則

（法第五十五条の十七第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設）

第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第五十五条の十七第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場
二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
三　警察及び海上保安庁が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を行う施設
四　監察医として死体の検案又は解剖を行う施設
五　精神保健指定医として職務を行う施設
六　その他出入国在留管理庁長官が内閣総理大臣と協議して定める施設

（部外診療の承認）

第二条　出入国在留管理庁長官は、法第五十五条の十七第一項の規定により部外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該部外診療を行うことを承認することができる。

一　法第五十五条の三十七に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。
二　兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
三　兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。
四　正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（部外診療の承認の申請）

第三条　部外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　医師等職員（法第五十五条の十七第一項に規定する医師等職員をいう。以下同じ。）の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級
二　医師等職員の正規の勤務時間
三　部外診療先及びその職名
四　部外診療先における勤務時間、勤務の内容及び部外診療の予定期間
五　医師等職員がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容
六　医師等職員が報酬を得て、部外診療を行う場合には、その金額
七　部外診療を必要とする理由
八　その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条　出入国在留管理庁長官は、医師等職員の部外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　部外診療を承認した年月日
二　医師等職員の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級
三　部外診療先及びその職名
四　部外診療の予定期間

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

省　令

○総務省令第五十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（継続利用割引等の提供状況報告） **第二条の七**　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等（契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益（当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。）をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	（継続利用割引等の提供状況報告） **第二条の七**　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等（契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金（付加的な機能の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。